

優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価 I の結果及び今後の対応について

令和8年3月31日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】¹⁾」に基づき、本年度のリスク評価(一次)評価 I (以下「評価 I」という。)を実施した。

1. 評価対象物質

令和7年度の評価 I は、評価 I 段階であって、令和5年度実績の製造・輸入数量届出があった優先評価化学物質通し番号 273 番までの物質のうち、製造・輸入数量の全国合計が10t 超であった物質を対象とする。

なお、本年度末に優先評価化学物質の指定取消しを行う予定の物質等については、評価 I の対象外とする。

人健康影響	生態影響
95物質	75物質

2. 評価方法

■ 暴露評価

化審法届出情報を用いて、製造・出荷数量をもとに、排出に係る一連の仮定(排出シナリオ)に沿って都道府県・ライフサイクルステージ・用途別に仮想的排出源を仮定し、詳細用途分類別の排出係数を乗じ排出量を推計した上で、暴露に係る一連の仮定(暴露シナリオ)に沿って環境中濃度や人の摂取量を推計する。

PRTR データ²⁾が利用できる場合は、届出排出量と必要に応じ国による届出外推計排出量を用いて、化審法届出情報を用いる場合と同様の暴露シナリオに沿って環境中濃度や人の摂取量を推計する。

¹⁾ 化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/riskassess_kangaekata.pdf

²⁾ 評価対象物質と PRTR 届出の対象となる化学物質の範囲が異なる場合においても、化審法の評価対象年度の届出実態を踏まえ、PRTR データを活用することがある。

■ 有害性評価

基本的にはスクリーニング評価の有害性クラス付けに用いられた有害性評価値を用いる。また、その後収集した有害性情報等も活用する。

人健康に対する有害性評価では、スクリーニング評価で有害性評価値を求めた一般毒性及び生殖発生毒性に加えて、発がん性についても評価Ⅰの段階から定量的評価を導入し、可能であれば発がん性の有害性評価値を導出する。原則として、このうち最小の値をリスク推計Ⅰに用いる有害性評価値とする。

生態に対する有害性評価では、基本的にスクリーニング評価で対象にしている水生生物のエンドポイントについて、スクリーニング評価と同じ不確実係数を用いてリスク推計Ⅰに用いるPNECを導出する。

3. リスク評価(一次)評価Ⅱ(以下「評価Ⅱ」という。)に移行する物質の選定基準について

(1) 人健康影響の観点で評価Ⅱに移行する物質の選定基準は以下のとおり。

- リスク推計を実施し、以下の指標を踏まえA～Dのランクを付与した上で、A～Cランクの物質³について総合的に判断する⁴。
 - ・化審法届出情報またはPRTRデータを用いた排出源ごとの暴露シナリオ(点源)におけるリスク懸念箇所数。
 - ・化審法届出情報またはPRTRデータを用いた排出源ごとの暴露シナリオ(点源)におけるリスク懸念影響面積。
 - ・用途等に応じた暴露シナリオ(非点源)(水系、大気系)におけるリスク懸念。

(2) 生態影響の観点で評価Ⅱに移行する物質の選定基準は以下のとおり。

- リスク推計を実施し、以下の指標を踏まえA～Dのランクを付与した上で、A～Cランクの物質³について総合的に判断する⁴。
 - ・化審法届出情報またはPRTRデータを用いた排出源ごとの暴露シナリオ(点源)におけるリスク懸念箇所数。
 - ・用途等に応じた暴露シナリオ(非点源)(水系)におけるリスク懸念。
 - ・用途等に応じた暴露シナリオ(非点源)(海域)における推計排出量。

³ リスク推計の結果、リスク懸念のない物質についてはDランクとなることから、評価Ⅱ移行判断の対象はA～Cランクの物質とする。

⁴ 他法令における管理状況やモニタリングデータ等も必要に応じて考慮する。

4. 結果概要

評価Ⅱに移行することとした物質は、下表のとおり、人健康影響の観点から1物質、生態影響の観点から1物質となった。(詳細は、資料2-1及び資料2-2参照。)

通し番号	優先評価化学物質の名称	評価の観点
76	ナフタレン	人健康影響
188	α -アルキル(C=9~11)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン) (数平均分子量が1,000未満のものに限る。)	生態影響

5. 今後の対応について

本年度の評価Ⅰの結果を踏まえ、評価Ⅱに移行することとした物質については、順次評価Ⅱを実施する。有害性情報が不足し詳細なリスク評価の実施が難しい場合には、化審法第10条第1項に基づく有害性情報の求めを発出するなどの対応を検討する。

また、本年度評価Ⅱに移行することとしなかった物質については、引き続き評価Ⅰの対象として、次年度に再度評価Ⅰを実施し、その結果をもとに、改めて評価Ⅱに移行するかどうかの判断を行う。

なお、令和8年度に優先評価化学物質に指定される物質を反映した、「優先評価化学物質のリスク評価ステータス⁵」については、令和8年4月中目処に公表予定。

⁵ リスク評価の実施状況(リスク評価の実施状況の概要)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_index.html#risk_assessment_implementation_status